

添付法令資料 3 :

テレコミュニケーション・デバイス及び／又はテレコミュニケーション・ツールの
認証に関する2024年2月13日付インドネシア共和国通信情報大臣規則No. 3 (目次)
同年 5 月 23 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 テレコミュニケーション・デバイス及び／又はテレコミュニケーション・
ツールの技術基準 (第 3 条ないし第 9 条)
- 第 3 章 テレコミュニケーション・デバイス及び／又はテレコミュニケーション・
ツールの証明書の発行 (第 10 条ないし第 21 条)
- 第 4 章 テレコミュニケーション・デバイス及び／又はテレコミュニケーション・
ツールの証明書の変更 (第 22 条ないし第 24 条)
- 第 5 章 テレコミュニケーション・デバイス及び／又はテレコミュニケーション・
ツールのラベル (第 25 条ないし第 28 条)
- 第 6 章 テレコミュニケーション・デバイス及び／又はテレコミュニケーション・
ツールの証明書の費用 (第 29 条ないし第 31 条)
- 第 7 章 テレコミュニケーション・デバイス及び／又はテレコミュニケーション・
ツールの監督 (第 32 条ないし第 44 条)
- 第 8 章 行政処分 (第 45 条ないし第 60 条)
- 第 9 章 経過規定 (第 61 条)
- 第 10 章 終則 (第 62 条及び第 63 条)